

令和2年度被扶養者資格確認届書作成要領

埼玉縣市町村職員共済組合扶養状況調査（検認）に係る「被扶養者資格確認届書」（以下「確認届書」という。）を作成する際には、下記事項にご留意ください。

1 調査対象者等について

- (1) 令和2年4月1日現在における年齢が18歳以上75歳未満の被扶養者
※本年4月1日以降に認定された者を除く。
- (2) 令和2年4月1日以降の組合員内転入者の被扶養者
※本年7月1日現在において認定されている18歳以上75歳未満の者
- (3) 調査対象者を有する組合員には、所属所共済事務担当課を通して、組合員毎に封入した「確認届書」を配付いたします。
なお、「確認届書」は一人につき1枚となっておりますので、複数人調査対象者がいる組合員には、該当者分の「確認届書」をまとめて封入してあります。
- (4) 調査対象者に係る扶養手当の支給の有無については、給与事務担当者様に確認してください。

2 調査対象期間について

調査対象期間は、前回の扶養状況調査（検認）後の期間とし、平成30年7月1日～令和2年6月30日の2年間とします。

また、この間に新たに認定された者は、認定日以降、令和2年6月30日までの期間とします。

3 調査事項及び確認届書の記入方法について

- (1) 配付した「確認届書」に記載されている調査対象者について、生年月日、続柄等確認のうえ、次のA～Eの問い（調査事項）の該当箇所口に✓を付けるとともに必要事項を記入してください。

【A 調査対象者の現在の職業等について、お答えください。】

- ① 「(1)無職～(4)自営業等」について該当する箇所に✓を付けてください。いずれにも該当しない場合は、「(5)その他」に✓を付け、具体的に（ ）に記入してください。
- ② 現在学生の者は、卒業予定年月を記入してください。

【B 調査対象者の平成30年7月～令和2年6月までの2年間における全ての収入状況等について✓してください。】

- ① 「区分(1)学生の方～(7)病気療養中・障がい者の方」の該当する箇所に✓を付けてください。

なお、「区分(3)年金収入がある方」の年金種別（ア～エ）には受給中の年金について、「区分(4)事業収入がある方」の事業内容（ア～エ）には行っている事業について、それぞれ該当する箇所に✓をし、該当する月に○を付けてください。

また、「区分(1)学生の方～(5)その他の収入がある方」及び「区分(7)病気療養中・障がい者の方」のいずれにも該当しない場合は、「区分(6)専業主婦（主夫）・収入なし（その他の方）」に状況を記入し、◆調査対象者を扶養しなければならない理由欄に記入してください。

【C 調査対象者が父又は母である場合、その者に配偶者はいますか。】

- ① 父又は母の配偶者の有無について、父が調査対象者である場合は母が、母が調査対象

者である場合は父が、

《有の場合》 「(1)いる」に✓を付け、次の事項を記入してください。

- ・配偶者の令和元年の年間収入額と収入の種類
(収入がない場合は0円としてください。)

《無の場合》 「(2)いない」に✓を付け、次の事項を記入してください。

- ・配偶者がいない理由に✓を付けてください。
- ・死別の場合、遺族年金の受給について✓を付けてください。

② 父母とも調査対象者である場合は、それぞれ記入してください。

【D 調査対象者は、組合員と同居していますか。】

① 組合員と同居している場合は、「(1)同居」に✓を付けてください。

- ・対象者が18歳以上60歳未満である場合は、引き続き組合員が調査対象者を扶養しなければならない理由を記入してください。

※但し、配偶者・全日制の学生・障害者手帳の交付又は障害年金を受給している者を除きます。

② 組合員と別居している場合は、「(2)別居」に✓を付け、確認届書裏面Eの設問をご記入ください。

【E 調査対象者が、組合員と別所している状況（国内在住又は海外在住）についてお答えください。】

① 国内在住の場合

別居区分(ア)配偶者及び学生/(イ)配偶者及び学生以外のいずれかに✓を付けてください。

(イ) 配偶者及び学生以外に✓を付けた場合

- ・それぞれの設問に答えてください。
- ・対象者が18歳以上60歳未満である場合は、引き続き組合員が調査対象者を扶養しなければならない理由を記入してください。

② 海外在住の場合

別居区分(ア)配偶者及び学生/(イ)配偶者及び学生以外のいずれかに✓を付けてください。

●調査対象者は、日本国内に住所がありますか？

- ・「はい」に✓を付けた場合・・・世帯全員の住民票を提出してください。
- ・「いいえ」に✓を付けた場合・・・取消の可能性があります。別紙「はじめにお読みください」4ページ(2)海外在住を確認してください。

(2) 調査対象者が18歳以上60歳未満の者（配偶者、全日制の学生及び診断書、障害者手帳又は年金証書を提出した者を除きます。）である場合、稼働能力のある者とみなされるため、組合員が対象者を扶養しなければならない理由と今後の見通し（稼働可能予定日等）について、「確認届書」の下欄に具体的に記入してください。

(3) 提出日・署名・押印

提出日の記入及び組合員の署名・押印を必ずお願いします。

4 添付書類について

提出書類の詳細につきましては、別紙「はじめにお読みください」の8ページの「提出書類について」をご確認いただき、必要書類を揃えて確認届書と併せて提出してください。

(1) 各種提出書類にかかる留意事項

- ① 令和元年度、令和2年度の「所得証明書」又は「非課税証明書」(原本)の提出について
・給与収入(学生のアルバイト収入も含みます。)、又は年金収入のある方・・・「所得証明書」
また、「給与収入」「年金収入」に係る書類も必要になります。
・収入のない方(専業主婦(主夫))及び通信制課程・夜間課程の学生等も含みます。ただし、障害認定を受けている方は除きます。・・・「非課税証明書」

注)平成30年7月以降離職等に伴い新たに認定された方のうち、平成31年1月1日までに認定された方は、令和2年度の「所得証明書」等を提出してください。

- ② 複数人の調査対象者がいる場合の提出書類については、個々の「確認届書」にそれぞれの方の提出書類を添付してください。
- ③ 双方に住民票等同一書類を添付する場合は、一方の方は写しを可とします。
- ④ 住民票等の個人番号(マイナンバー)は不要です。(記載のある場合はマジックで塗りつぶしてください。)

(2) その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、被扶養者の収入証明並びに学生証などの添付書類が期限までに提出できない場合は、調査票のみ期限内に提出していただき、後日、添付書類を提出してください。

この場合、調査票余白に添付書類の提出が遅れる旨、記載いただき提出をお願いいたします。

5 「確認届書」の再発行について

「確認届書」を紛失した場合は、別紙2「被扶養者資格確認届書再発行依頼書」により依頼してください。依頼書に基づき「確認届書」を再作成し、共済事務担当課あて送付いたします。